

第4段階の方 (◎基準負担額)

(円)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)
要介護1	1,598	49,538	1,392	43,152	377	11,687	3,367	104,377
要介護2	1,695	52,545	1,392	43,152	377	11,687	3,464	107,384
要介護3	1,821	56,451	1,392	43,152	377	11,687	3,590	111,290
要介護4	1,925	59,675	1,392	43,152	377	11,687	3,694	114,514
要介護5	2,034	63,054	1,392	43,152	377	11,687	3,803	117,893

第3段階の方 (◎世帯全員(本人を含む)が市町村民税非課税かつ年金収入

+合計所得金額が年額80万円超えの方)

(円)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)
要介護1	1,598	49,538	650	20,150	370	11,470	2,618	81,158
要介護2	1,695	52,545	650	20,150	370	11,470	2,715	84,165
要介護3	1,821	56,451	650	20,150	370	11,470	2,841	88,071
要介護4	1,925	59,675	650	20,150	370	11,470	2,945	91,295
要介護5	2,034	63,054	650	20,150	370	11,470	3,054	94,674

第2段階の方 (◎世帯全員(本人を含む)が市町村民税非課税かつ年金収入

+合計所得金額が年額80万円以下の方)

(円)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)
要介護1	1,598	49,538	390	12,090	370	11,470	2,358	73,098
要介護2	1,695	52,545	390	12,090	370	11,470	2,455	76,105
要介護3	1,821	56,451	390	12,090	370	11,470	2,581	80,011
要介護4	1,925	59,675	390	12,090	370	11,470	2,685	83,235
要介護5	2,034	63,054	390	12,090	370	11,470	2,794	86,614

第1段階の方 (◎世帯全員が市町村民税非課税かつ老齢福祉年金受給の方)

(◎生活保護受給の方※負担なし)

(円)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	※日額	※月額(31日)	※日額	※月額(31日)	※日額	※月額(31日)	※日額	※月額(31日)
要介護1	1,598	49,538	300	9,300	0	0	1,898	58,838
要介護2	1,695	52,545	300	9,300	0	0	1,995	61,845
要介護3	1,821	56,451	300	9,300	0	0	2,121	65,751
要介護4	1,925	59,675	300	9,300	0	0	2,225	68,975
要介護5	2,034	63,054	300	9,300	0	0	2,334	72,354

ご利用者全ての皆様へのサービス

【加算等の料金】

(円)

実施サービス内容	日額	月額
サービス提供体制強化加算Ⅰ	45	1,364
サービス提供体制強化加算Ⅱ	37	1,116
サービス提供体制強化加算Ⅲ	12	372
在宅復帰在宅療養支援加算(Ⅰ)	69	2,170
在宅復帰在宅療養支援加算(Ⅱ)	93	2,914
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)		82
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		122
安全対策体制加算(入所時に1回に限り)	41	
栄養マネジメント強化加算	22	682
夜勤職員配置加算	49	1,488
介護職員処遇改善加算Ⅰ(所定単位数×厚生労働大臣告示率)		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(所定単位数×厚生労働大臣告示率)		

【特別な室料】

	各フロア		日額	月額(31日)	設え	貸出
	R3F(6床)	R2F(6床)				
2人部屋	550	550	17,050	17,050	設え	貸出可

【その他御利用時の実費料金】

立替金	理美容代	理美容業者が来苑	1,000円～
文書料	年金・健康・死亡診断書等		3,300円～
	成年後見人診断書		5,500円～
	入所費支払証明書		1,700円～
予防接種等	実費		
教養娯楽費	実費		
電気料金	1日・1品目当たり80円		
振込手数料・口座手数料	132円(コンビニ払い込み)/165円(口座引落)		
エンゼルケア	11,000円(死後の処置を行った場合)		

◆ クリーニングにつきましては、洗濯代行サービス業者との個別契約となります。

第4段階の方 (◎基準負担額)

(円)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)
要介護1	1,448	44,888	1,392	43,152	1,668	51,708	4,508	139,748
要介護2	1,539	47,709	1,392	43,152	1,668	51,708	4,599	142,569
要介護3	1,665	51,615	1,392	43,152	1,668	51,708	4,725	146,475
要介護4	1,772	54,932	1,392	43,152	1,668	51,708	4,832	149,792
要介護5	1,876	58,156	1,392	43,152	1,668	51,708	4,936	153,016

第3段階の方 (◎世帯全員(本人を含む)が市町村民税非課税かつ年金収入

+ 合計所得金額が年額80万円超えの方)

(円)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)
要介護1	1,448	44,888	650	20,150	1,310	40,610	3,408	105,648
要介護2	1,539	47,709	650	20,150	1,310	40,610	3,499	108,469
要介護3	1,665	51,615	650	20,150	1,310	40,610	3,625	112,375
要介護4	1,772	54,932	650	20,150	1,310	40,610	3,732	115,692
要介護5	1,876	58,156	650	20,150	1,310	40,610	3,836	118,916

第2段階の方 (◎世帯全員(本人を含む)が市町村民税非課税かつ年金収入

+ 合計所得金額が年額80万円以下の方)

(円)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)
要介護1	1,448	44,888	390	12,090	490	15,190	2,328	72,168
要介護2	1,539	47,709	390	12,090	490	15,190	2,419	74,989
要介護3	1,665	51,615	390	12,090	490	15,190	2,545	78,895
要介護4	1,772	54,932	390	12,090	490	15,190	2,652	82,212
要介護5	1,876	58,156	390	12,090	490	15,190	2,756	85,436

第1段階の方 (◎世帯全員が市町村民税非課税かつ老齢福祉年金受給の方)

(◎生活保護受給の方※負担なし)

(円)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	※日額	※月額(31日)	※日額	※月額(31日)	※日額	※月額(31日)	※日額	※月額(31日)
要介護1	1,448	44,888	300	9,300	490	15,190	2,238	69,378
要介護2	1,539	47,709	300	9,300	490	15,190	2,329	72,199
要介護3	1,665	51,615	300	9,300	490	15,190	2,455	76,105
要介護4	1,772	54,932	300	9,300	490	15,190	2,562	79,422
要介護5	1,876	58,156	300	9,300	490	15,190	2,666	82,646

ご利用者全ての皆様へのサービス

【加算等の料金】

(円)

実施サービス内容	日額	月額
サービス提供体制強化加算Ⅰ	45	1,364
サービス提供体制強化加算Ⅱ	37	1,116
サービス提供体制強化加算Ⅲ	12	372
在宅復帰在宅療養支援加算(Ⅰ)	69	2,170
在宅復帰在宅療養支援加算(Ⅱ)	93	2,914
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)		82
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		122
安全対策体制加算(入所時に1回に限り)	41	
栄養マネジメント強化加算	22	682
夜勤職員配置加算	49	1,488
介護職員処遇改善加算Ⅰ(所定単位数 × 厚生労働大臣告示率)		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(所定単位数 × 厚生労働大臣告示率)		

【特別な室料】

個室	各フロア	日額	月額(31日)	設え	貸出
	R3F(4床)	1,650	51,150	洗面台・洋式トイレ	冷蔵庫・テレビ 貸出可
N2F(10床)	1,650	51,150	洗面化粧台		
R2F(4床)	1,100	34,100	洗面代		

【その他御利用時の実費料金】

立替金	理美容代	理美容業者が来苑	1,000円～
文書料	年金・健康・死亡診断書等		3,300円～
	成年後見人診断書		5,500円～
	入所費支払証明書		1,700円～
予防接種等	実費		
教養娯楽費	実費		
電気料金	1日・1品目当たり80円		
振込手数料・口座手数料	132円(コンビニ払い込み)/165円(口座引落)		
エンゼルケア	11,000円(死後の処置を行った場合)		

◆ クリーニングにつきましては、洗濯代行サービス業者との個別契約となります。

※ご利用者の状況により必要となるサービス

2割 (円)

実施サービス内容	日額	月額 (31日)	内容
初期加算	61	1,891	入所後30日間に限り
短期集中リハビリテーション	487		集中的なリハビリテーションを週3回以上行った場合(入所後3か月以内)/回
認知症短期集中リハビリテーション	487		生活機能の回復を目的とした集中的個別リハビリを行った場合(入所後3か月以内/週3回以内)/回
療養食 12円/1食	36	1,116	医師の指示に基づく療養食を提供/食数
安全管理体制未実施減算	△10	△310	事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合
身体拘束廃止未実施減算	△	△	身体拘束適正化の為に適切な措置を講じていない場合
口腔衛生管理加算(Ⅰ)		183	口腔ケアを個別に月2回以上行った場合
口腔衛生管理加算(Ⅱ)		223	(Ⅰ)を満たし、口腔衛生等の管理計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合
栄養ケア・マネジメントの未実施	△28	△868	栄養ケア・マネジメントが実施できていない場合
経口移行加算	57	1,767	経管による食事の摂取から、経口による食事の摂取を進める計画を作成し支援を実施した場合
経口維持加算(Ⅰ)		811	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方に経口維持計画を作成し支援を実施した場合
経口維持加算(Ⅱ)		203	(Ⅰ)を満たし、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が関わった場合
排泄支援加算(Ⅰ)		20	排泄支援計画を作成し定期的な評価を行った上、情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合
排泄支援加算(Ⅱ)		30	(Ⅰ)を満たし、施設入所時と比較して排泄の状況が改善している又はおむつ使用なしに改善している場合
排泄支援加算(Ⅲ)		41	(Ⅰ)を満たし、施設入所時と比較して排泄の状況が改善しているかつおむつ使用なしに改善している場合
再入所時栄養連携加算(再入所時1回)	406		再入所時に以前より大きく異なる栄養管理が必要となり入所元の医療機関の管理栄養士と連携を行った場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)		6	褥瘡ケア計画を作成し、定期的な評価を行った上、情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)		26	(Ⅰ)を満たし、評価にてリスクのあると評価された入所者等について褥瘡の発生がない場合
リハビリテーションマネジメント計画提出料加算		67	リハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	23		かかりつけ医に対し入所後処方内容変更の可能性を説明、合意を得た上で入所中服用薬剤の総合的評価を行い、退所時又は退所後1月以内に評価内容、処方内容変更した際の経緯及び状態を情報提供を行った場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	487		(Ⅰ)を算定し、入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たり必要な情報を活用している場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	203		(Ⅰ)(Ⅱ)を算定し、6種類以上の内服薬を1種類以上減少させた場合
自立支援促進加算		608	医師が自立支援のために必要な医学的評価を入所時に行い、多職種で行う自立支援に係る支援計画等の策定等に参加し、医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合
入所前後訪問指導(Ⅰ)	912		入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画を作成した場合(1回を限度)
入所前後訪問指導(Ⅱ)	974		(Ⅰ)を満たし、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合(1回を限度)
試行的退所時指導加算	812		試行的退所に係るものについて、退所後の療養上の指導を実施した場合(1回を限度)
退所時情報提供	1,014		退所後の主治医に対して、文章にて診療状況等を示した場合
入退所前連携加算(Ⅰ)	1,217		入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に居宅介護支援事業者と連携し退所後の介護サービス利用方針を定め、かつ退所前居宅介護支援事業者と連携し退所後の居宅サービス利用に係る調整を行った場合
入退所前連携加算(Ⅱ)	811		退所前に居宅介護支援事業者と連携し退所後の居宅サービス利用上、必要な調整を行った場合
訪問看護指示加算	608		退所時に訪問看護指示書を交付した場合(1回を限度)
緊急時治療加算	1,050		救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理を実施した場合。(1日につき/3日を限度)
所定疾患施設療養(Ⅰ)	484		所定疾患(肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎)の治療を行った場合(1日につき/10日を限度)
所定疾患施設療養(Ⅱ)	974		(Ⅰ)を満たし介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講している場合
若年性認知症入所者受入	244		若年性認知症利用者に対して介護保健施設サービスを行った場合(1日につき/65歳誕生日の前々日まで)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	6	186	認知症介護実践リーダー研修修了者数が基準を満たし、認知症ケアに関する指導を定期的に行った場合
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	8	248	(Ⅰ)の要件を満たし、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、指導、研修を実施している場合
認知症情報提供加算	710		施設内で認知症の診断が困難で、医療機関で診断をする際に診療情報提供を行った場合(1回を限度)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	406		認知症状により緊急に入所した場合(7日を限度)
ターミナル・ケア加算 31-45	162		亡なられた日の31日前から45日前に終末期におけるケアを行った場合
ターミナル・ケア加算 4-30	324		亡なられた日の4日前から30日前に終末期におけるケアを行った場合
ターミナル・ケア加算 2-3	1,664		亡なられた日の2日前から3日前に終末期におけるケアを行った場合
ターミナル・ケア加算 1	3,346		亡なられた当日に終末期におけるケアを行った場合
外泊時費用	734		外泊時、所定単位数に代えて(1月に6日を限度)
外泊時費用(在宅サービス利用)	1,622		外泊時、介護老人福祉施設等により在宅サービスを利用した場合所定単位数に代えて(1月に6日を限度)
地域連携診療計画情報提供加算	608		地域連携診療計画加算を算定する医療機関から入所し、医療機関へ情報提供を行った場合(1回を限度)

※その他の取り扱いについては介護保険法の扱いに応じた金額になります。